

# 木戸口公園 指定管理者募集要項

## 1. 募集の目的

木戸口公園の管理業務について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を図るために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項、播磨高原広域事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号。以下「条例」という。）第2条及び播磨高原広域事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第1号。以下「規則」という。）の規定により指定管理者を募集する。

## 2. 施設の概要

- (1) 名称 木戸口公園（サッカー場・合宿所含む）
- (2) 所在地 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目9番3号
- (3) 施設概要 別添 木戸口公園管理業務仕様書のとおり

## 3. 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。  
ただし、指定期間は組合議会の議決により決定する。

## 4. 施設の管理運営方針

スポーツを地域資源に播磨科学公園都市の交流人口のさらなる増加を図るため、サッカー場、合宿所を含めた木戸口公園施設（以下「本施設」という。）として一体的に管理運営し、地域のスポーツ振興並びに都市の活性化を図ることを目的とした施設運営に努めるものとする。

## 5. 応募資格

- (1) 法人格を有する団体（以下「法人」という。）又はその他の団体
- (2) 公園又はこれに類する施設の維持管理業務を遂行する能力を有する団体
- (3) 単独での応募の場合は、兵庫県内に本店又は支店を有する法人であること。複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人又はグループを構成する法人のいずれかの法人が、兵庫県内に本店又は支店を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。また、一部業務を下請けさせる場合、下請け団体等が次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触することになる者
- ③ 国税及び地方税を滞納している者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生開始の申立てがなされている者
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、その統制の下にある団体
- ⑥ 役員（法人の監査役及び監事を含む）のうち、次のいずれかに該当するものがある団体
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 暴力団の構成員等

## 6. 応募の期間等

### (1) 募集要項の配布期間

令和6年9月17日（火）から令和6年10月16日（水）午後5時まで  
募集要項及び申請書類等は組合ホームページからダウンロードするか、組合総務課で受け取ること。

### (2) 現地説明会

参加を希望する者に対し、日時を決定の上連絡する。令和6年9月20日（金）までに電子メールまたはFAX（任意様式）により申し込むこと。

### (3) 質問受付期間

令和6年9月17日（火）から令和6年9月30日（月）午後5時（必着）  
持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで  
A4サイズ（任意様式）で郵送、持参、電子メールまたはFAXにより提出すること。  
提出の際は必ず電話で到着確認をすること。なお、受付時間外の提出及び適正な手続きによらない照会（口頭、電話等）には回答しない。

### (4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年10月4日（金）までに組合ホームページで公表する。

### (5) 申請受付期間

令和6年10月7日（月）～令和6年10月16日（水）午後5時（必着）  
持参で提出する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで  
郵送で提出する場合は、必ず電話で書類の到着確認をすること。

## (6) 申請書類

下記の書類をA4フラットファイルに製本のうえ、それぞれの提出書類にインデックスを貼り付け、正本1部、副本1部を提出すること。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 定款、寄附行為及び規約その他これらに類する書類
- ③ 法人にあつては、役員一覧表（氏名、住所及び略歴を記載した書類）
- ④ 登記事項証明書（法人登記簿謄本：3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 代表者の住民票抄本
- ⑥ 事業計画書（前年度事業報告書を含む）
- ⑦ 収支計算書（前年度決算書を含む）
- ⑧ 納税証明書（直近1年分）

\*課税されている国税及び地方税について、管轄税務署、都道府県及び市町村が発行する滞納がないことの証明書

- ⑨ 利用促進、地域貢献に対する計画、考え方（任意様式）

※提出申請書類は、返却しない。不備、虚偽の記載があつた場合は、失格とする。

※提出書類に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

## (7) 問い合わせ先及び提出先

〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号  
播磨高原広域事務組合 総務課  
電 話 0791-58-0575 F A X 0791-58-0002  
メール somu@harimakogen.jp

## 5. 選定方法等

### (1) 選定方法

指定管理者の候補者の選定審査は、播磨高原広域事務組合指定管理者審査委員会において次に掲げる審査項目により行う。提出書類の書類審査の上、応募者のヒアリングを行う。ヒアリングの日時、場所等は応募者へ別途通知する。

審査項目、審査基準		配点	
(1) 事業計画の内容が、利用者の平等な利用の確保と、サービスの向上が図られるものであるか	①施設利用に当たって、公平性及び平等性が確保されているか。	30	10
	②サービス・利用率向上に向けた独自の取り組みはあるか。		10
	③周辺宿泊施設の案内など地域経済への貢献に関する取り組みはあるか。		10

(2) 事業計画の内容が、公の施設の適切な維持管理と、経費の縮減が図られるものであるか	①施設の保守点検、清掃、修繕業務、合宿所運営、文書の管理・保存など施設管理は適切か。	35	10	
	②備品の管理体制は適切か。			5
	③巡視管理等による日常の事故防止策等の安全対策や夜間・休日における防犯体制などあらゆる緊急事態に備えた危機管理体制が構築できているか。			5
	④公園内の自然環境への配慮、廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進等、環境負荷に努めているか。			5
	⑤光熱水費の効率的な利用に努め、経費の縮減に努めているか。			5
	⑥指定管理者納付金の増額に努めているか。			5
(3) 事業計画に沿った管理を、安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであるか	①利用者からの問い合わせ、予約管理、繁忙期の駐車場整理など、施設の管理に当たり適正な人員体制が構築されているか。	30	10	
	②職員の勤務体制は、管理業務に支障がないよう配慮されているか。			10
	③財務状況は良好であるか。			10
(4) 施設の設置目的を達成するための能力を有するものであるか	①施設の設置目的を理解しているか。	5	5	
合 計			100	

※採点基準：配点に次の割合を乗じ付点 ・優れている→10割 ・やや優れている→8割  
 ・普通→6割 ・やや劣る→4割 ・劣る→2割

## (2) 指定の通知

法244条の2第6項、条例第3条第2項の規定により、本組合議会の議決を得た後、指定管理者指定通知書により指定する。

## (3) 協定の締結

指定を受けた後、公の施設の管理に関する協定を締結する。

#### (4) 留意事項

- ① 指定管理者の指定を受けたが、資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。
- ② 申請内容が虚偽の内容であった場合は、失格とする。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。
- ④ 指定管理者の指定を受けたが、社会的信用を失う行為により、施設のイメージが損なわれるおそれのある場合など、指定管理者として適当でないと認められるときは、取消しができることとする。なお、この場合、条例第7条により原状回復し、その費用は応募者の負担とする。
- ⑤ 前指定管理者が、すでに受付を行っている令和7年4月1日以降の利用者については、引き継ぐものとする。
- ⑥ 指定通知後、指定期間までの間において前指定管理者との引き継ぎを行うこと。
- ⑦ 申請申込後辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

#### 6. 問い合わせ先

〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号  
播磨高原広域事務組合 総務課  
電 話 0791-58-0575 F A X 0791-58-0002  
メール somu@harimakogen.jp

#### ○ (参考スケジュール)

項 目	日 程
募集要項の配布	令和6年9月17日（火）から令和6年10月16日（水）午後5時まで
質 問 受 付	令和6年9月17日（火）から令和6年9月30日（月）午後5時まで
現 地 説 明 会	令和6年9月下旬
質 問 回 答	令和6年10月4日（金）までに
申 請 受 付	令和6年10月7日（月）～令和6年10月16日（水）午後5時までに
審 査 委 員 会	令和6年11月
候補者選定通知	令和6年12月上旬
議 会 提 案	令和6年12月下旬
指 定 の 通 知	令和7年1月上旬
協 定 の 締 結	令和7年1月中旬